

発信日：令和 6 年（2024 年）7 月 19 日（金）

発信元：つくば市 福祉部 社会福祉課

☐取材依頼 ☐周知依頼 ☐募集告知 ☒その他

生活保護に係る扶助費の誤った支給について



茨城県から生活保護に係る扶助費についての状況確認があり、現時点で確認できる生活保護世帯の支給状況を確認した結果、以下のとおり誤った支給が判明しました。

1 内容

- ①障害年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給
 - ・件数 5 件 過支給総額 60,550 円（うち、5 年の消滅時効により返還の請求ができない額 15,510 円）
- ②障害者加算の誤認定
 - ・誤認定 20 件 過支給総額 13,600,994 円（うち、5 年の消滅時効により返還の請求ができない額 3,960,186 円）
 - ・確認中 3 件
- ③重度障害者加算の誤認定
 - ・誤認定 5 件 過支給総額 1,148,550 円

2 原因及び経緯

- ①本来、診断書料として支給できる上限額（6,090 円）の超過分は自己負担となり、障害年金受給開始時に自己負担分を相殺すべきところ、一部の世帯に対して自己負担させずに上限額を超えて事前に支給する取り扱いをしていました。令和 6 年 1 月に茨城県からの状況確認により判明。
- ②障害者加算については、精神障害者で障害年金の受給権がある場合は、裁定請求後、年金証書に基づき加算することができ、障害年金の受給権がない場合は、初診日から 1 年 6 か月経過した後取得した「精神障害者保健福祉手帳」により加算することができます。しかし、誤った認識により、本来対象ではない方に加算をしていました。令和 6 年 2 月に茨城県からの状況確認により判明。
- ③重度障害者加算については、障害の程度が重度で、日常生活において常時の介護を必要とする方に加算するものですが、受給要件の解釈の誤りにより、本来対象ではない方に加算をしていました。令和 5 年 9 月、社会福祉課職員が気付き、令和 5 年 10 月に是正処理後、令和 6 年 2 月に茨城県からの状況確認あり。

3 今後の対応

対象者の方には、今回の経緯等の説明及び謝罪をするとともに、過支給分については、生活保護法に基づいて返還等の対応を検討していきます。

4 再発防止策

関係法令等の確認を徹底し、解釈や処理を確実に行うとともに、監督職員による点検を徹底します。また、生活保護制度の理解を深めるため、職員の研修体制等を強化し、再発の防止に努めます。